

5月3日の会 通信 1号

関西センター 編集

70. 7. 5. 発行

5月3日の会は、さしあたり、各地の大学教員にたいして〈処分〉や規制の実際を把握するにとも、活動内容とし、処分撤回運動をすすめるにとも、闘争者を支援するにとも、目標とします。このため、資料製作費および支援カンパ用のオカネのつみたてを、組合費みだいな感じで、会員のたがたにお願いしたく思います。原則として月500円以上で、数月分をまとめて送金していただくことも結構です。トクソクはいっさいしません。つみたて金の運営は、とりあえず、東京センターの浅野利昭、信貴辰喜、菅谷規矩雄、関西センターの植松健郎、小川正巳、野村修の6名の合議でおこなう、収支報告はこの〈通信〉に掲載します。振替口座は 京都32214〈5月3日の会〉です。

*

今号にふくまれている資料はつぎのとおり。

1 岡山大 藤原・坂本両氏〈処分〉問題関係

経過説明(脇阪筆) … 4枚 資料 … 2枚半

2 神戸大 松下氏〈起訴〉〈処分〉問題関係

経過説明(神戸大 全学教員有志筆) … 3枚半

起訴状写し … 3枚 〈通信〉号外 … 別冊

ほかにも振替用紙1枚が同封されます。

*

通信への投稿(意見, ニュース etc.)を随時お送り下さい。

編集は、関西と東京の各センターが交代で行い、月1回発行を原則とします。(東京: 浅野利昭方, 関西: 小川正巳方)

*

関西センター 会計報告

(6月22日まで。ただし会員通信費カンパは未集計)

収入

発起人カンパ 8,000
 カンパ 9,140
 (借入金) 20,000
 37,140

差引現在高 14,270

(借入金を差し引くと)
 - 5,730

支出

会場費 1,500
 声明書印刷費 1,000
 封筒 2,090
 振替口座用紙 50
 通信用外印刷費 5,000
 〈呼びかけ〉製作費 1,000
 関西合
 交通費 300
 通信費(主として全国
 への〈呼びかけ〉発送費)
 11,930
 22,870

*

5月3日の声明への署名者は、7月~~7~~¹⁰日現在 ~~64~~⁶⁸名(ほかにも署名には加わっていないが〈5月3日の会〉に加わった、といふ人が⁵名)です。

寄稿

“処分”のなかから
荻原 勝 (講師)

私は四月六日に岡大評議会で口頭陳述を行ったとき、(ついでだが、評議会の会場が岡山会館六階のニュー・オカヤマ・ホテルの一室であったことも報告しておく)この処分(五ヶ月の停職)が免職処分でないといふこと、なかにこの処分のおおるべき欺瞞を見るという前置きで審査説明書に対する私の釈明要求に入らしたのであるが、ひろく、その前置きをしたのは私が免職を要求しているからではなく、大学当局(評議会)の欺瞞をさらに強く追求して、私にこの処分そのものなかに大学当局の欺瞞を見破ることによって粉砕すること、つまり、処分の、白紙還元を要求するのである。

この処分が単に坂本講師と私の二教官に出されたものではなくて、大学紛争という状況と、また、このなかで提起された幾つもの根源的な問題を未解決のままに権力によって最終的に解決しようとするものであることは当然である。大学立法の実質化だ。ここには大学立法を、有効に、運用するうえで大きな障害、つまり、大学立法と現行法(国家公務員法との間のあいまいなままに残されている間隙を処分既成事実を積み上げてゆくこと)によって埋め合わせ現行法でのしめつけを強化して大学権力を大学管理者に集中させ、大学を国家権力のもとに直轄させようとする文部省(政府)の基本的方針がありありと見てとれるのである。このやり方は、自衛隊から軍隊へ、のやり方と同じものである。つまり、すべてをあいまいなままにしておいて、こつこつと事を運ぶという権力者たちのいつもの抜け目のないやり方だ。ところで、私の審査説明書でも分るように、大学当局者たちもまたすべてをあいまいなままにして外見上は責任ある管理者であるように装うのである。また、事実、大学

一般的に、業務を拒否したのではない。私は、大学を拒否してこれと訣別する、という、告発された大学、の状況の文脈のなかで、のみ、業務も拒否している。だが、このことについてはここでは紙数の制限上、十分に書いていない。四月二日の有本警部補の死が決定的な契機であったということだけについておこう。私は、大学人であり

責任ある管理者として、はなはだしいごまかしであるといわなければならぬ。この処分は当初から予想していたものだし、ましまっていなければならなかった。わけである。一、この実社会にこんな甘い社会がどこにあるというのか(これは大学当局者が、大学の自治を、どんなに甘く考えていたかという点でも)。管理者に居直っているその居直り方がどこかに大変な欺瞞が隠されているのには違いない。事実、この処分はなかに大学当局の大学の自治

つまり、教育者(研究者)と管理者との和解したい自己分裂のなかに陥らされて、人間をスタスタに分断されている。大学当局は、実は居直っているはずの管理者にも居直り切れないの責任は、五ヶ月の停職、ということにすりかえて回避し、処分主体としての自己矛盾を私のところにおいて欺瞞的に解決する。こうして、一方では管理者としてこの処分を正当化し、他方では処分主体としての立場を正当化しつつ、大学という社会的権威(権力)を権力的に救済して管理の欺瞞であるという大義名文のもとに、また

狂気、大学、野蛮
暗黒、タブー、処分

この処分が単に坂本講師と私の二教官に出されたものではなくて、大学紛争という状況と、また、このなかで提起された幾つもの根源的な問題を未解決のままに権力によって最終的に解決しようとするものであることは当然である。大学立法の実質化だ。ここには大学立法を、有効に、運用するうえで大きな障害、つまり、大学立法と現行法(国家公務員法との間のあいまいなままに残されている間隙を処分既成事実を積み上げてゆくこと)によって埋め合わせ現行法でのしめつけを強化して大学権力を大学管理者に集中させ、大学を国家権力のもとに直轄させようとする文部省(政府)の基本的方針がありありと見てとれるのである。このやり方は、自衛隊から軍隊へ、のやり方と同じものである。つまり、すべてをあいまいなままにしておいて、こつこつと事を運ぶという権力者たちのいつもの抜け目のないやり方だ。ところで、私の審査説明書でも分るように、大学当局者たちもまたすべてをあいまいなままにして外見上は責任ある管理者であるように装うのである。また、事実、大学

一般的に、業務を拒否したのではない。私は、大学を拒否してこれと訣別する、という、告発された大学、の状況の文脈のなかで、のみ、業務も拒否している。だが、このことについてはここでは紙数の制限上、十分に書いていない。四月二日の有本警部補の死が決定的な契機であったということだけについておこう。私は、大学人であり

責任ある管理者として、はなはだしいごまかしであるといわなければならぬ。この処分は当初から予想していたものだし、ましまっていなければならなかった。わけである。一、この実社会にこんな甘い社会がどこにあるというのか(これは大学当局者が、大学の自治を、どんなに甘く考えていたかという点でも)。管理者に居直っているその居直り方がどこかに大変な欺瞞が隠されているのには違いない。事実、この処分はなかに大学当局の大学の自治

つまり、教育者(研究者)と管理者との和解したい自己分裂のなかに陥らされて、人間をスタスタに分断されている。大学当局は、実は居直っているはずの管理者にも居直り切れないの責任は、五ヶ月の停職、ということにすりかえて回避し、処分主体としての自己矛盾を私のところにおいて欺瞞的に解決する。こうして、一方では管理者としてこの処分を正当化し、他方では処分主体としての立場を正当化しつつ、大学という社会的権威(権力)を権力的に救済して管理の欺瞞であるという大義名文のもとに、また

形式的にせよ、すべて他人にすりかえて欺瞞的に処理する。これは自分の自己矛盾的に解決するという権力者たちのやり方とまったく同じだ。

この処分が単に坂本講師と私の二教官に出されたものではなくて、大学紛争という状況と、また、このなかで提起された幾つもの根源的な問題を未解決のままに権力によって最終的に解決しようとするものであることは当然である。大学立法の実質化だ。ここには大学立法を、有効に、運用するうえで大きな障害、つまり、大学立法と現行法(国家公務員法との間のあいまいなままに残されている間隙を処分既成事実を積み上げてゆくこと)によって埋め合わせ現行法でのしめつけを強化して大学権力を大学管理者に集中させ、大学を国家権力のもとに直轄させようとする文部省(政府)の基本的方針がありありと見てとれるのである。このやり方は、自衛隊から軍隊へ、のやり方と同じものである。つまり、すべてをあいまいなままにしておいて、こつこつと事を運ぶという権力者たちのいつもの抜け目のないやり方だ。ところで、私の審査説明書でも分るように、大学当局者たちもまたすべてをあいまいなままにして外見上は責任ある管理者であるように装うのである。また、事実、大学

一般的に、業務を拒否したのではない。私は、大学を拒否してこれと訣別する、という、告発された大学、の状況の文脈のなかで、のみ、業務も拒否している。だが、このことについてはここでは紙数の制限上、十分に書いていない。四月二日の有本警部補の死が決定的な契機であったということだけについておこう。私は、大学人であり

責任ある管理者として、はなはだしいごまかしであるといわなければならぬ。この処分は当初から予想していたものだし、ましまっていなければならなかった。わけである。一、この実社会にこんな甘い社会がどこにあるというのか(これは大学当局者が、大学の自治を、どんなに甘く考えていたかという点でも)。管理者に居直っているその居直り方がどこかに大変な欺瞞が隠されているのには違いない。事実、この処分はなかに大学当局の大学の自治

つまり、教育者(研究者)と管理者との和解したい自己分裂のなかに陥らされて、人間をスタスタに分断されている。大学当局は、実は居直っているはずの管理者にも居直り切れないの責任は、五ヶ月の停職、ということにすりかえて回避し、処分主体としての自己矛盾を私のところにおいて欺瞞的に解決する。こうして、一方では管理者としてこの処分を正当化し、他方では処分主体としての立場を正当化しつつ、大学という社会的権威(権力)を権力的に救済して管理の欺瞞であるという大義名文のもとに、また

形式的にせよ、すべて他人にすりかえて欺瞞的に処理する。これは自分の自己矛盾的に解決するという権力者たちのやり方とまったく同じだ。

いので次のことだけをつけ加えておこう。それは以上のようなことは大学紛争が今日の社会の矛盾を全社会的に代表しているという意味でこそ表現へ展開され拡大されるのだということがある。たしかに、大学は大学として自立しているものでないし、大学を産み出した社会生活共同体、人間の自治の基盤として自立しているものであることは当然である。大学は大学というキャンパスの上に建っているものではないし、人々の存在意識のなかで生活共同体として大学という権威あるイメージ、大学神話として建っているものであることも当然である。しかし、存在意識のなかに植えつけられていたその大学神話が社会生活共同体そのものの人間支配と

人間疎外の構造の、すぐれたモデルであるというところが明らかになされてしまった。そして、存在意識のなかに植えつけられている大学神話を粉砕するという意味でこそ、大学紛争は、大学解体、であつたらうし、今日の社会生活共同体の矛盾と変革の意味を全社会的に代表するものとなつた。私たちはこれから、大学の自治、という一つのあまいな用語のなかで不透明に混合されていた、国家権力に対する大学の自治、と、社会生活共同体としての大学の自治、という二つの次元の異つたものを、また、その関係をも一度根底的に捉え返して、人間の自治の基盤を形成していかねばならないわけである。(国家権力は社会生活共同体の収奪者にす

ぎない)以上のことは、市民社会の崩壊過程という今日の世界的状況のなかで、国家権力の大国ナショナリズム、野蠻化という問題と本質的につながっている。社会生活共同体において人間の自治の基盤の根底が崩れてしまい、人間の生活はタブー化して、逆のことに、暴力化して、(ともに)の崩壊(沈黙)、人間の自治の基盤が失われ、人間は無防備のままに国家権力にさらされてしまつていくわけだ。

大学が国家権力のなかに崩壊してしまつたということとは単にそれだけを意味しない。大國ナショナリズムのなかへ全崩壊して(野蠻化)と後退し(タブーと沈黙の支配)、社会生活共同体に大学を与えて来た近代

な、人間の自治、と知性(市民的知性)の破産が、一そう明らかとなつた。これは大学が軍部ファシズムのなかへ全崩壊して沈黙してしまつた戦前の悲惨以上のものであり、今日、世界全体が陥んでいる知性の空白状態と狂気(暗黒化)をすべて意味している。大学の自治の真の人間の基盤であつた、人間の自治、を形成していた社会的基盤が解体してしまつた。そして、この度の処分は、大学が今日の社会生活共同体の矛盾を代表していたように、社会生活共同体のそんな野蠻化(暗黒化)タブー化を露骨に代表して、全社会的に象徴している。大学の学内処分、なのである。

「釈明書要求」

(4.6.評議会ででの口頭陳述)

1. 以下、私の七項の質問に対して責任ある回答をして下さい。
1. 「審査説明書」を読むと、大学当局(学長、学部長、)に対して抗議の声明を出したことそのことが審査の対象とされているように受けとれる。そう受けとってよいか。
2. 「審査説明書」を読むと、教官会議に出席しなかつたことが審査の対象とされているように受けとれる。そう受けとってよいか。
3. 昨年、5月7日と5月12日の二度の教養部教官会議に際して出席を要請する業務命令(二回)が官教養部長から私に対して出された。教官会議に出席することが教官業務であるという法令上の根拠はなにか。このような業務命令の出方は教養部長の職権乱用ではないか。
また、右の業務命令に基づいて審査をした評議会も職権を乱用しているものではないか。
4. (前項、2、3に関連して) 一般に教官業務に関する服務規定が明確ではない。法令上の明確な服務規定を全教官に提示されたい。
5. (さらに前項2、3に関連して) 国家公務員法第82条第1号および第2号をこの処分の「根拠法令」とするということの意味が明確でないから、十分に明確にされたい。
6. 「審査説明書」のなかには意味をなさない無内容の文章がある。たとえば、「同人は、教養部の教官(講師)であるにもかかわらず」というような文章。この「教官」という用語によってなにを具体的に意味しようとしているのかが明確でないから、十分に明確にされたい。(A註V「教官」という用語の概念的規定を尋ねてはいるのではない)
7. 審査の過程を公開されたい。
なお、さらに日をあらためて陳述の機会をもつか否か、また、その具体的方法などこのとは、以上七項の質問に対する回答を得たうえで、双方、話し合いのうえ決定したいと思ひます故、この点も合わせて申し入れておきます。そうご確認しておいて下さい。

昭和45年4月6日 萩原 勝

岡山大学評議会殿

「評議会への公開状」

岡大評議会より4月10日付の文書で、私が4月6日に行なつた口頭陳述に対して「補足資料としての文書を出す希望があるか」という意味のお申し出がありました。そのお申し出の真意が分かりかねますので、ご説明して下さい。

私は4月6日に口頭陳述を行なつた際、審査説明書に対する私の疑義を述べ、その釈明要求に対する責任と誠意ある回答を岡大評議会に対して要求しております。そして、また、私がさらに陳述をつづけるか否かはその回答を得たうえで双方話し合いのうえ決定するという意味のことも口頭陳述の際にすでに申し入れてある通りです。私は私の陳述を終えているではありません。

しかし、岡大評議会は私の陳述に対して公的義務を負うものであるにもかかわらず、その公的義務を怠り、私の釈明要求に対する回答を拒否して私の陳述を一方的に打ち切つて来ました。何故ですか。その理由の説明も含めて、私はさらに私の釈明要求に対する回答を要求いたします。

私は岡大評議会に対して、審査の事情(処分主体である岡大評議会の大学管理者としての責任ある立場、また、処分手続き上での法令上の十分に明確な根拠)をお尋ねしているのですが、それを知るには処分対象者である私の当然の権利であり、また、すべての岡大構成員もそれを十分に知る権利があると思ひます。

岡大評議会はこの処分を出すにあつて重大な岐路に立たされていられるのでありますから、その歴史的、社会的な責任の重大さを十分にご考慮のうえ、大学管理者としての責任を後顧にうれないのなきよう十分にお果しになるようにと要望いたします。

記

私は岡大評議会に対して以下のように要望します。

1. 私の釈明要求に対して責任と誠意をもって回答されたい。
2. 私の陳述を一方的に中断しない。
3. 処分の事情を、私と、また、すべての岡大構成員に対して十分に知らせるよう、岡大管理者としての当然の責務を果されたい。

岡山大学評議会殿

昭和45年4月13日

萩原 勝

岡山大学 萩原、坂本両講師処分問題について

岡山大学評議会は本年三月十日、同大学教養部講師萩原勝(トウゴ)及び同じく坂本守信(英語)の両氏に対し、「懲戒・停職五ヶ月」の処分手続をとりこに決定、その後両氏からの反論乃至「釈明要求」や各大学の教員層からの多くの抗議や処分方針撤回の要望を無視し、「異議申立て」の形勢的手続(三週間の細予期間)を経て、去る四月二十二日、同大学学長谷口澄夫名での上記処分命令を行った。(既報「懲戒処分書」・「処分説明書」参照)以下、その至過及び現状を記し、向題点を明らかにするとともに、今日、大学の内部にまで浸透してある政治的規制・弾圧の一端を明らかにしたい。

I 岡山大学における至過

- 68年
- 九、一七 反戦デモを巡り、機動隊学内に乱入、学生三名逮捕される。
 - 九、二〇 岡山大学県教員に抗議声明
 - 十、二五 逮捕学生中の一人(八尾君)起訴

69年

- 一、一三 「八尾君を守る会」 厚生補導委員会と国交
- 一、二二 全共斗と大学当局との一回大衆闘争
- 一、二九 右合、牙二回大衆闘争
- 二、一 右合(不成立)当局は一、二九の確約を信じざる
- (これは、68.9.17に触発されて、学生側が提起した「国交権力の大学」に対する存続について、権力の横暴を大学が告発すべきであるとの主張により、厚生補導委員会より解散要求、学長の自己批判要求をとりこに含む「五項目要求」として示されたもの)
- 二、三 全共斗一七〇。右西署へ抗議デモ。「大学自治を守る会」(教職員一五〇名)デモ
- 二、六 大学当局 県警署に入試算準備要請
- 三、二 法文学部教官七名 機動隊に予りこに入試算 非協力を声明
- 三、三 志木学長名で、川代学生課長、坂手教養部長代行と学生のトラブル(二二及び三二)全共斗学生十数名を告発
- 四、二 機動隊五〇名予り内強行捜査、(一)ゆり四三番事件、有本警部補死去、以後暴行力予生キャンパン、全共斗は暴力集団として話し合いと大学側は拒否

四、九 萩原氏声明「既成の大学英同体につける取務形態を一切拒否、知識の大衆管理化」を要求

四、一〇 坂本氏声明「教養部教育会議の自己批判の限り、会議出席を拒否」

四、一四 医・法文・教養部教育有志八名、大学側の「金共斗を相手にしない全学集会」拒否

四、一七 全学集会粉碎（五〇名）

五、一三 志木学長、ロッキアートの方針、評議会を通ずる退官を表明、谷口学長代行、（その後約一ヶ月の間、封鎖解除、再封鎖、ハゲルカ之工小）

五、一六 坂本氏「現代階級の正常化」拒否（授業期末試験拒否）

五、一八 萩原氏 後期試験（43年度令）拒否

五、一八 機動隊による（二二〇名）法文封鎖解除

五、一九 好並隆司氏（法文助教）坂本氏 機動隊導入に抗議し、理事部前へ送り

六、一三 学長選挙、谷口隆夫学長就任

（その後九月下旬、授業の強行再開まで、ハゲルカ一橋築木、機動隊導入、大学法反対の集会、志木前学長の「大学法に全学賛成」の表明など）

九、一三 当局 授業強行再開を覚醒表

九、一六 機動隊駐留下、授業再開、ハゲルカ、マイク使用を禁止（マイク使用禁止は学生側の勝利となり）坂本氏「再開」に反対して抗議のハゲルカ、学生は、

教官を追放、退学命令を各教室などで乱発される。

九、二一 坂本氏 期末試験拒否の文書を教養部長宛提出

九、二四 萩原氏 右同趣旨の文書も提出

（この前後より、県警の学生取締りや益々厳しくなり、市中でも下町の連綿者増加）

十一、一三 佐藤首相訪米反対デモ（大阪）で岡大生 糟谷孝幸君 機動隊員の暴行をうけ死す

十一、一三 法文入試非断力教官に、訓告と教壇注音符の処置

70年

三、一四 大学当局は教養部の萩原、坂本両講師に対し、停職五ヶ月の処分にする

審査説明書交付（三月十二日付）（これに先立ち、教養部教授会は、

停職三ヶ月の基準を定め、評議会に報告している）

四、一六 萩原氏「秋明要約書」を評議会宛提出、それに対し、「秋明要約書」に同意、

回答はしない旨の決定を、学長名で通知（四、一〇）

三、一五 坂本氏「秋明要約書」を評議会宛提出

N.2

(この間、西氏は、口頭陳述にさいして、審査説明書に於ける疑義を久く、その叙明を求めたが、評議会存続を拒否、陳述の時間も四五分に限られ、また、その公開物要求に對してもそれを拒否した。形式的な手続を進めた)

四、三、谷口学長名による萩原、坂本両氏に對する「懲戒、停職五月」の処分命令
五、一六、西氏は、これをい、処分を不当であると人事院に処分審査請求書(郵送)
(西氏は大学側の牙的陳述の打切り、処分手続に於ける疑義をい、指摘)

II 問題点を明らかにす。ために一參考資料一

- 1. 萩原氏の評議会存続の「叙明要求書」(四六)の全文
- 2. 岡山大学評議会に對する公開状(萩原氏・四二三)の全文
- 3. 坂本学長の「人事院提訴にあつて」(五一六)

III 西氏に對する支援あるは岡山大学(當局)への抗議をい

三月二五、岡山大学教育有志は、「我々教師にとつては、学問教育の本質とそれを担う大学構成員のありさまを69年の学生運動が追求した、とくらえ、その問題提起を、具体的に展開してみせよ」西氏の行動を「大学者肩が自らを省みることを法のみで処断しようとすることに對し、その大学の「七びへの途をふみわけし、責を徹く追究し、両氏処分至過の公表、大学構成員のすべしによる是非の討論の場を与えることを要求し、そのような至諱を至すして、停職処分を強行す」ことに反対した。

また、広島大学教育有志十名は、要望書を岡山大学評議会に送り(三月二四日)、今回の処置は、大学の「管理機関の責任の両氏への転嫁であるとし、大学が自らその醜態を締めるか如き今回の措置への連やを撤回を求めた。さらに、四月十日、京都大学教育有志百三十四名は、岡山大学評議会に、両氏の行動の「部分のみを形式的に抽出して、これに法の枠をあたへ、処分の対象としての違法性を附する」、その処分存続を批判し、「強権による大学支配が固められつゝあるいま、みずからのこのうに女塾をも、批判的に問い返すこと」を要請した。

折原浩氏(東大教養学部助教)は、単位認定権、成績評価権などの学生運動に於ける實際を強調し、西氏が、身をもつて出来た「思想的核を

正面から受け止め、それに對しては、(対決者か)その思想と論理を對置するまゝ
ひあるとし、西沢の叙明要求に答へようとしな、評議会の態度に、鋭い批判
と抗議を送った。

IV 五 五

この間、激動する社会と大学の間で、自ら進んでその恥を辭し、とよを以て、なんら
の、個の自立を固つたことと、あつた、大きな幻滅を抱きながら、なおその恥に
こひまり、まほ強ひ抗議の意志と行動を持続させていることと、そして、見、
大勢の順応してあつたかみえつ、若く、筋に反者と自己追求を耐えていたこと
ひと、我々は、我々を含めて、そのような同僚を、またかつこの同僚を多く知つて
いる。しゆ、そのような同僚を、ほんごの主情的な立場を明らかにすることなく
ただ、形的の管理者の立場から、強権の行使が、一時的に、へ裁き立場
に立込せている例も、まこの岡尖子の場合に、全面的な流れの先頭にあつた
ものとして、明らかに認めざるをえない。

「裁く」ことが、「裁くもの」と「裁かれるもの」のほんごの個人的媒介をいふまに
として、本意あるべき、その立場が逆立ちのまま、許はると、その認識する
ないままに進行している。そして、それは、法的にも保障されて、「公用」の
原則すらも省みられぬままに、そしてその「裁き」決定は、同じ法律の「罰
則」みに依據している。この、中世を想わせ、暗黒裁判が、ところもあつたこと
か、理性と良識の祈りの最善責を校園において行われている。

このとき、我々、事をたて、政治の場の現象とこのみ放置しようか、あろうか、
そのようは我々に、ナチズムを批判し、また、芸術家の批判精神を語る資格が
果してなお許されるか。——人面を、たて、その個人の言動のたんなる表面の
事象にのみ判断し、断罪することはいやしい、しか、とよか文字者の在りかあ
らうか。——このことを我々は、可能を限り、志を大にして訴へねはならぬ。

備考、「工国尖子における至過」の目録は、政府信託の「八九年」を処分するにせよ
ない」のヒウ及び、岡尖子当局の公文書などを参照して、脚改か整理しま
した。以下の文書とあわせ、全この文書は、筆者にあります。(六月八日)

神戸大学教養部教授会は、去る4月15日、松下講師に対し、懲戒免職処分を決定し、翌16日、評議会に報告している。又、それと平行して、灘県警は4月8日、機動隊により41名の学生・教官の学舎内逮捕、5月18日、逮捕状と大学当局の了承に基づき、松下講師と医学部学生1名を、学内に於て強制逮捕、23日付で起訴している。我々は、このような、大学と国家権力との一体となつての弾圧に、何を見、何を感ぜるだろうか。過去一年有餘にわたり提起されて未だ向跼、依然として未解決であるまゝ、いわゆる〈正常化〉という全国的スローモーションのもとに、一途に旧秩序へと收拾・圧殺されつゝある現状に何を見、何を感ぜるだろうか。こゝまでくると、とほや大学法に感嘆されて。。。といふだけではもちろんなく、むしろ大学がこれまで内蔵していた体質そのものにほゞならないことは明らかであり、この恐るべき体質の根底的変革こそが、大学向跼で提起されたひとつの重要なポイントであつたはずである。また、さらに重大なことは、この体質を形成し、維持し、温存しているのが、他ならぬ我々自身であることを自覚するところであり、これに畏怖するところの人間としての良心がわずかにでも残っているところであつた。とほや、「学生に提起された向跼に触れられ。。。」と語っている時期は遠く過去のどのであり、松下向跼はまさにわれわれ教師自身の向跼である。こついった意味から、我々は、こゝから一連の事態の至極を追つてきたら、さまざま向跼点と今後予想される事態を認識し、我々の今後の具体的な態度を模索し、打ち出してゆきたいと思う。

教養部教授会は、松下懲戒処分を一月有餘りで決定してしまっている。それ迄にと松下講師に対する実質上の処分、あるいはその布石が着々と進められていたわけで、例之は執行部の〈正常化〉の一環として、「大学改革の次一步は松下処理から」といふ方針で、教養部からの広報の大部分を、松下講師らの行動の脚色・ワローアップに割き、意識的にくり返し掲載している。(なる程、執行部のとくろみ通り、これ以後に、調査資料ならびに逮捕令状作製の重要な根拠となる。)又、それと同時に、10月に逆のぼつての貸金カット(約3割)・84~239万円の原書き賠償請求を意

味する内容証明送付、等々純粋事務的措置という形で行なわれている。そして、遂に3月13日の教授会で、松下講師向塾調査委員会を発足させるべくという案が多数により支持され、その後、国家権力・灘県警と連繋した形で、弾圧は徹すゝに進行してゆく。理解を容易にするため、順を追って簡単に述べると。。。。。。(「これまでの経過」参照)。

3・13 教授会—「松下講師向塾調査委員会を結成するかどうか」で結成支持者多数。

3・18 教授会—「事実(行為)向塾に限定して調査委員会をつくる。」ことを多数決により決定。

3・20 教授会—一定人数たらず开会。

3・25 教授会—調査委員進出にあたって、進学委委員会で議論。結局進学にすれば委員名々どれ、生命身体に危険なあるという主なる理由で「部長に一任する。なお、委員数・調査期間・中間報告の作製等、すべてを秘密調査委員会に委ねる」ことを強行採決し可決。

4・8 教授会—松下如何に抗議するため学舎内に座り込んだ松下講師及び約100名の学生に対し、教養部当局は兵庫県警機動隊に出動を要請し、松下講師と学生40名を威力業務妨害・建造物不法侵入などで逮捕。これに抗議するため、護送車の学外脱出を阻止してすわり込んだ約400名の学生に対し、機動隊の暴行をくりかえされる。その直後、教授会成立。第一議題で、教授会の審議内漏洩を防ぐため「教養部全助手のオフザーキー権停止」を決定。第二議題で調査委の調査資料を報告。

4・15 教授会—教養部構内全日ロックアウト。兵庫県警により、教養部周辺全域にわたる警備。全面休講。調査委の資料に基づき、「懲戒処分」に処すことを決定。処分内容に関しては、

戒告・減給・停職・免職のいずれが妥当かについての意見分布で、「免職」が多数を占める。翌16日、評議会に報告し、松下審査を請求。

5・6 教授会—松下如何は「懲戒免職」が妥当ということと、教授会の「意見分布」として評議会に提出することを再度決定。

5・11 松下講師以下学生3名に対し逮捕状。内容は、9・1の授業紛争・11・8の試験紛争・12・3の教授会乱入の3件に關し、威力業務妨害・建造物不法侵入の容疑。教養部当局は、すべて学内で起ったことではあるが、純粋刑事事件であるので、警察が独自にやってもやむを得ないとの見解。

5・18 松下講師と医学部学生1名が学内で強制逮捕される。兵庫県警は、学内において、松下講師に任意同行を求めたが拒否されるや、戸田学長事務取扱い並びに湯浅教養部長事務取扱いの了解にもとづいて、楯をたずさえた警官隊を学内に乱入させ強制逮捕した。

5・23 拘留請求の準抗告が却下され、松下氏釈放。同時に威力業務妨害・建造物不法侵入で起訴される。

上述の事実経過の中に、我々は無数の向塾点をみないわけにはゆかず、ここでは、そのうちのいくつかを取り上げて述べてみたい。

—I— 教養部教授会の方針・体質に關して。

① 「事実・行為のみに限定して調査」を圧倒的多数で可決したことは、昨年来の大学斗争の激動の嵐が全くの無為に期したことを物語っている。このことは、教養部当局の〈紛争〉の総括にも端的に表現されているのである。例之ば「紛争を回顧することによって、我々大学構成員は、それぞれ何らかの教訓を得たと思われるが、特に次の点に留意することと、今後のわれわれの態度決定にとって重要となるであろう。即ち一般学生の漠然とした不満感を、一部活動家学生が巧みに

政治的に利用して自治会の支配権を獲得し、このことに一般学生が気づいた時は、大学はとほや救いようのない混乱状態に陥っていたということである。つけこまれたのは勿論学生だけでなく教官も同様であり、そういうすきと与える状況にあった大学側は、その欠陥を深く反省せねばならない。……(以下略)」(神戸大学教養部広報カ/8号・新入生特集号・「神戸大学教養部の『紛争』過程と現況」)。

この教養部当局の態度決定は、以下に述べる諸点に因りても貫かれているのは驚くべきであろう。たとえば、上の決定の理由づけとして、「考えるだけならいくらラディカルでも自由だが、それを行動に移すことは許されない」・「松下講師の主張まで取り上げると、かえって思想の自由を犯すことにつながるので、(裁判所・人事院などで通用する)事実・行為のみに限定して調査する」とされており、思想の自由と表現の自由の連貫性すら明確にされていない現在、それを分断するという決定は、むしろ思想の自由を犯すものである。又、いま一方の観点からすれば、松下講師の行動を判定する場合には、少なくとも神大斗争の歴史過程・提起された問題は何か・それが行なわれた時点での状況・教授会又は国家権力との相関関係の中で判断されなければならない。ところが、これらの諸点を完全に抹殺した形で多数決決定をくり返され、この会議体の崩壊現象や、良心派教官諸兄の絶望感と無力感拡大になり、この悪循環は、ついには大学問題の黙殺的收拾と、自分の黙認につながってゆくのである。ちなみに、行為だけを抽出しなければならないということであれば、教授会のこれまでの諸々の行為に因りて、「社会の要請にこたえ、大学を正常化するためにはやむを得ない」という独善的な理由付けなくして、いかに正当化するつもりなのだろうか。

② では、大学問題解決=大学の制度的改革=松下処分という等号を成立するのはなぜか。現在、大学全体の方向は「社会の要請に答えるため」⇒「大学改革」という合言葉で進んでおり、社会体制の矛盾に因りては、意識的あるいは無意識的に目をつぶることを進められている。問題は、こゝで使われている「社会」とは、実は誰を

のぞ、誰れでなければならぬのぞということまで思考を進めることを回避していることであり、それ故にこそ必然的に大学改革路線=大学・人間の効率化・機能化・近代化をめぐまじいまでの使命感・責任感をもっておこなわれられることになる。ところが、このことは、現代管理社会における人間の物化・商品化⇒人間疎外の方であり、とりとねおさず中教審大学への再編路線にほたならない。このことを知って知らずも、教養部はこの路線を歩みつゝあり、神戸大学全体が共有しているものでもある。特に教養部の場合「無駄の効用」を土台とした教養の理念は、現体制では必然性を帯びた近代合理主義の洗礼を受けて「前近代以前」のものとして見事に烙印を押され、実質上解体してしまっている。このような状況下、とりわけ教養部諸兄の意識状態をジレンマ的に混乱させ、「なにはともあれ正常化」へとすりたてるのであろう。そして、この意欲や、批判分子弾圧の方向へと暴走させるのではなからうぞ。

③ 秘密調査委員会—この「秘密」ということの中に、無限の邪悪が隠れ持っているのである。大学における「懲戒免職」とは「死刑」と同罪であり、ひとりの人間に対するこの重大なる決定にあたって、教養部全日ロックアウト・全面休講・全助手のオマザール・木理考・教養部全域にわたる兵庫県警機動隊の包囲などのもとで秘密欠席裁判が行なわれたことは、まさに暗黒裁判そのものである。魔女ガリ⇒魔女裁判とアナロジーではないぞ。大学の知的破壊はこゝに極まる。

④ 「意見分布」として 評議会に提出……これは、松下講師をいわゆる「死刑」に処した責任を 評議会に責任転嫁しようとする行為であり、この中に、教授会メンバー諸兄の無責任性及、痛めに暴露されたものでもある。われわれもまた、無責任性⇒に直撃しているわけであるぞ、人間としての自己の尊厳だけは守りたいというささやかな良しだけでもたすさえていなければ、われわれは、この無責任性は避けることを望むであろう。また、非常に稀少な観点からみれば、意見分布にとどめたのは、執行部の誤りや、懲戒処分をわざと2票差で決定せざるを得なかったことで、懲戒内容を「免職」として決定するには、2/3以上の得票は不可能と判断したためであろう。こゝで、執行部や、停職処分以下では効果なく、何故「免職」に固執するを論ずる

* ⇒ 沈黙のもつ有効性(自己保存に対する)については、本能的、あるいは、経験的

のは黙認であろう。

—II— 大学と国家^カ権との連繫・コ着に於いて

① 4月8日、松下如分に抗議して、学舎内の学生掲示板前にすわり込んだ無抵抗の学生・教官に対し、兵庫県警機動隊を導入して、418を逮捕させたことは、大学-国家権力の安易なコ着において、以後のすべてに共通している点である。たとえば、4・15機動隊包囲下のロックアップ^ト教授会・5・11国家権力単独(?)の逮捕状・5・18学内逮捕・5・23起訴の黙認。これら一連の対応は、松下如分に対する教授会の決意の強さを如実に物語るものであり、大学の自治=教授会の自治は現時点であやまりであるといふながらも、国家権力と一体となつての大学支配を具現化したものである。大学とは一体何なのか。

② とりわけ、5・11の逮捕状・5・18の学内逮捕・5・23の起訴に於いては、重大な意味を帯びている。大学当局・教養部当局は、純粋刑事事件だとして、警察の行為を全面的に承認しているが、逮捕状の容疑内容は、69年度の学内占拠のみに於いてであり、それも教養部広報ならびに神戸大学教職の供述^夏を重きとせなごっていたことは、まことに重大である。大学があくまで自らの手で占拠を解決するという強い意志があれば、少なくとも現段階では、警察への供述は差し控えるべきではなかつた。そして警察単独の介入に対しては、断固としてこれを拒否すべきではなかつた。ところが、残念なから現状はそれとは遥かに遠く、「権力への売り渡し行為」としての誇りはまぬがれなからであろう。

③ いまひとつの問題点は、5・18学内強制逮捕に際し、戸田学長事務取扱いならびに湯浅教養部長事務取扱いを事前の承認を与えていることである。この事実には、警官隊が教養部構内に突入する理由付として、この承認事項を広報車で突入直前に通告している。又、その後の威力業務妨害及び建造物不法侵入容疑による起訴に於いても、国家権力の行為を全面的に黙認しているのである。われわれは、こうした大学独自の教官叩きと国家権力の直接的弾圧が平行して行なわれているところに恐怖を感じざるを得ない。ましてや、神戸大学

が、大学と権力の新連繫モデルとして、たとえ無意識的であつたにせよ、確立したことは、新たな弾圧方式として、全国の大学へと普遍化されることは、確実に予想されることである。

今述べてきた憂うべき現状と、今後予想されるゆゑしき事態に備えて、われわれは、いまいちど、昨年夏の実力封鎖解除直前の意識と緊迫感を思い起すべきではないだろうか。現在は、むしろ、占拠が対外的に拡大されつゝあり、いまや、松下講師の占拠をはるかに越えたところまでできてしまっている。われわれは、もはや、これ以上、大学当局=教養部当局=権力の暴挙を許してはならない。むしろそれを許しているわれわれ自身が、すでに提起された占拠を圧殺するものとして存在していることを忘れてはならない。すなわち、人間(=自己)としての、生の根源的レベルにおける占拠として提起された占拠に、いまこの瞬間における沈黙の持つ意味の重大さに、深い痛みをおぼえずにはいられないであろう。

そこで、われわれは、当面の具体的方針として、教養部教授会ならびに、評議会に対し、処分撤回、賠償要求撤回を要請するための署名運動を展開すること。教職員支援対策グループを早急に組織して、他大学の教員組合との緊密な連絡をとることなどを通じて、大学占拠の根本的解決を志向してゆきたい。

神戸大学 全学教官有志